

差止請求制度に係る新分野・手法等検証事業(事業区分7) 最終報告書【概要版】

～適格消費者団体と地方公共団体等の協働関係構築手法の調査・検証～

令和8年3月31日
消費者スマイル基金

事業概要

●調査の背景・目的

～適格消費者団体等と地方公共団体等との会合(以下「ブロック会合」という。)を設けること等により、両者の連携を促進する手法について調査・検証する。

●実施内容

～適格消費者団体等と地方公共団体等が連携方法等を話し合う会合(ブロック会合)を全国6か所程度で設け、連携の促進について話し合い、今後の連携促進につなげていく。

1.全体企画委員会

適格消費者団体26団体に参加を呼びかけ、2回オンラインで開催し、「会合を実施するブロックの区分」及び「会合で共通して報告・検討するテーマ」を協議した。

2.ブロック別企画委員会

6ブロック毎に、適格消費者団体及び適格認定をめざす団体でオンラインで協議し、ブロックごとの企画を検討、確定した。

3.ブロック別会合

上記①②の企画委員会での検討結果したが、右記の6ブロックで開催。うち5ブロックで、共通して使用する動画を次の3本準備した。

(1)消費者団体訴訟制度の概要・活用状況～消費者団体訴訟制度事例集より～

(2)札幌市と消費者支援ネット北海道の連携紹介

(3)地方消費者行政強化交付金予算案説明(消費者庁地方協力課)

実施結果

ブロック割	開催日
北海道・東北・北関東	3月13日(金)
首都圏・新潟	3月6日(金)
東海・山梨・長野	2月10日(火)
近畿・北陸	3月23日(月)
中四国	3月24日(火)
九州・沖縄	2月14日(土)

主な意見

・行政と団体は機能の違いを活かしつつ、情報連携を軸に協働し、信頼関係を構築することを通じ、消費者被害の予防・拡大防止の実効性を高める関係にある。

・相談員・弁護士との関係構築、定期的な協議の積み重ねが信頼関係の形成につながる

・連携の方向性としては、制度的制約を踏まえつつも、現場レベルでの対話と実務的工夫を積み重ねることが、実効性ある協働につながる。

提言

今後の協働関係構築にむけて

- 連携事例を広く共有する。
- 地方公共団体と適格消費者団体の日常的な交流による信頼関係の構築を重視していくことが望まれる。
- 情報連携がすすむ中で、適時・適切に差止請求権を行使できる適格消費者団体の体制構築のための財政支援があわせて重要である。
- 適格消費者団体が行っている差止請求事案について、適時かつ一元的に地方公共団体と共有できる仕組みを検討することが望まれる。